

指定管理者募集要項

この要項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、鶴岡市都市公園条例(平成 17 年鶴岡市条例第 234 号)第 8 条の 2 に規定する温海公園の管理を行う指定管理者を募集するものです。

1. 施設の名称

温海公園(以下、「公園」という。)

2. 施設の概要

(1)所在地

鶴岡市湯温海字湯温海 123 番地 1

鶴岡市湯温海字湯温海 24 番地 1

(2)敷地面積

4,073 m²

[内あつみ温泉ばら園面積 3,311 m² (借地 別途鶴岡市で契約)]

(3)建物、構造物等

- ・お立ち台 1 ヲ所
- ・トイレ 2 棟
- ・ベンチ(固定式) 8 基
- ・トレリス 4 基
- ・遊具(ブランコ) 3 連ブランコ 1 基
- ・その他(転落防止柵等)

(4)平面図、範囲図

別紙のとおり

(5)開場期間

特に指定なし(除雪は行わない)

(6)開場時間

特に指定なし

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日(5 年間)

4. 応募資格

(1)鶴岡市内に主たる事務所(本社又は本店)を置く法人又は団体で、公園の管理運営業務を行うことができるもの。

(2)法人又は団体の代表者が次の事項に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの。
- ②宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの。
- ③国税及び地方税等の滞納者。

④会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っているもの。

⑤指定管理者に応募した法人又は団体の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。以下同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等がその事業活動を支配する者、又は暴力団員等をその業務に従事させ、もしくはその業務の補助者として使用する恐れがある者に該当するもの。

5. 募集方法

(1) 募集要項の配布時期

令和8年9月25日(金)から令和8年10月15日(木)まで

(2) 配布場所

鶴岡市温海庁舎産業建設課

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く。)

6. 募集期間等

(1) 日時：令和8年9月25日(金)から令和8年10月15日(木)まで

(2) 場所：鶴岡市温海庁舎産業建設課

(3) ヒアリング：申請内容について、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(4) 提出先：鶴岡市温海庁舎産業建設課

問い合わせ先：鶴岡市温海庁舎産業建設課 向

TEL0235-43-4618

FAX0235-43-4633

7. 募集説明会

(1) 日時：令和8年10月5日(月) 午後1時30分から
(希望しない場合は欠席可。)

(2) 会場：鶴岡市温海庁舎5階501会議室

8. 指定申請書類

提出書類は、A4判ファイル左とじ、見出し付とします。

(1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)

(2) 指定予定期間に属する各年度の指定管理業務にかかる事業計画書及び収支計画書

(書式第1号及び様式第2号)

- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (5) この申請書を提出する日に属する当該法人又は団体の事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度にかかる事業報告書及び収支決算書
- (6) その他
当該法人又は団体の概要書(経営理念、事業経歴等)
財産目録、貸借対照表等(前事業年度)
納税証明書
その他参考資料

9. 選考方法等

指定管理者の選定は、書類審査、鶴岡市指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を選定します。

- (1) 申請内容については、令和8年10月開催予定の鶴岡市選定委員会で審査し、候補者を選定します。選定された候補者には、内定通知を送付します。
- (2) 候補者は、令和8年12月に開催される鶴岡市議会の議決を経て指定管理者として指定されます。
- (3) 候補者の指定の有無については文書で通知します。

10. 選定基準

- (1) 事業計画書の内容が、市民の利用を促進するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効率的運営と管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 管理運営を安定して行うための人的物的能力を有していること。
- (4) 選定における評価基準を充たしていること。

11. 管理運営基準

資料1のとおり。

12. 市への報告について

年度ごとに、地方自治法第244条の2第7項の規定による事業報告書を提出すること。

13. 個人情報の取扱

指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失、棄損等の防止など必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めること。

詳細については、資料 2 を参照のこと。

14. 注意事項等

- (1) 必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。